

新潟県柏崎市建築基準法施行細則（昭和62年1月30日規則第1号）

改正後		改正前																						
<p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により市長が付加する法第12条第1項の調査に係る項目、方法及び結果の判定基準は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>省令第5条第3項の規定による調査結果表は、別に定める様式によるものとする。</u></p> <p>(垂直積雪量の指定)</p> <p>第10条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、<u>別表第3</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査項目</th> <th>調査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td rowspan="4">各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）</td> <td>閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</td> <td>目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。</td> <td>物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>扉の取付けの状況</td> <td>目視等又は触診により確認する。</td> <td>取付けが堅固でないこと。</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況</td> <td>目視等により確認する。</td> <td>変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>固定の状況</td> <td>目視等により確認する。</td> <td>常閉防火扉が開放状態に固定されて</td> </tr> </tbody> </table>			調査項目	調査方法	判定基準	(1)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	(2)	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	(3)	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	(4)	固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されて	<p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(垂直積雪量の指定)</p> <p>第10条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、<u>別表第2</u>に掲げるとおりとする。</p>	
	調査項目	調査方法	判定基準																					
(1)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。																				
(2)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。																				
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。																				
(4)		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されて																				

改正後				改正前
				いること。
(5)		作動の状況（人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉に限る。）	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
(6)	居室の換気設備（第5条第2項第1号の換気設備を除く。以下同じ。）	作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
(7)		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(8)	排煙設備等	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
(9)		排煙設備（第5条第2項第2号の排煙設備を除く。以下同じ。）の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
(10)		特別避難階段の階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

改正後					改正前
(11)		況 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。	
(12)	非常用の照明装置 (第5条第2項第3号の非常用の照	作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。	
(13)	明装置を除く。以下同じ。)	照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	
別表第3 (第10条関係)					別表第2 (第10条関係)
(略)					(略)